

テーマ別意見交換会について（案）

令和3年1月 日
総合海洋政策本部参与会議座長

総合海洋政策本部参与会議規則第7条の規定に基づき、テーマ別意見交換会について、以下のように取り決める。

（1）趣旨・目的

海洋基本計画に記載された諸施策に関連する個別のテーマについて、自由に意見交換を行う必要があると認めるときは、参与によるテーマ別意見交換会を行うことができる。

（2）構成

- ① テーマ別意見交換会には、（3）①により座長が定めたテーマについて関心のある参与の積極的な参加を求めるものとする。
- ② 座長は、必要に応じ、参与以外の関係者の出席を求めることができる。

（3）運営

- ① テーマ別意見交換会は、座長がテーマを決めて、座長が主催する。
- ② 座長以外の参与は、座長に対し、テーマ別意見交換会の開催について提案することができる。
- ③ テーマ別意見交換会は、非公開とする。資料及び議事録についても同様の取扱いとする。
- ④ 座長は、必要に応じ、テーマ別意見交換会の意見交換の結果を参与会議に報告する。
- ⑤ 前各項に定めるもののほか、テーマ別意見交換会の運営に関し必要な事項は座長が定めることとする。

テーマ別意見交換会の進め方（案）

○内容

前回参与会議（11/12）でのブレインストーミングを踏まえ、さらに議論を深めるための意見交換会を開催。（2月頃を想定）

- ・（仮）東シナ海における中国の海洋進出と日本の海上法執行の対応について
【計 60 分（説明 20 分、説明に対する質疑 10 分、議論 30 分）】
【説明者】九州大学大学院比較社会文化研究院 益尾 知佐子准教授（P）
- ・（仮）北極政策について【計 50 分（説明 20 分、説明に対する質疑 10 分、議論 20 分）】
【説明者】情報・システム研究機構国立極地研究所 榎本 浩之副所長（P）

○参加者

- ・全参与へ開催のご案内

○進め方（P）

- ・座長主催
- ・会議は、非公開（資料、議事録含む）
- ・参加者は、Web 参加も可

総合海洋政策本部参与会議規則

(座長)

- 第1条 参与会議（以下「会議」という。）に座長を置き、参与の互選により選任する。
- 2 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する参与が、その職務を代理する。

(招集)

- 第2条 会議は、総合海洋政策本部長（以下「本部長」という。）又は座長が招集する。
- 2 会議の招集に当たっては、参与に対し、あらかじめその日時、場所及び審議事項を通知しなければならない。

(議事)

- 第3条 参与の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の招致)

- 第4条 本部長又は座長は、会議の審議に必要があると認めるときは、関係者を招致することができる。

(会議の公開)

- 第5条 会議は非公開とする。
- 2 座長は、会議終了後速やかに会議の資料を公開するとともに、必要に応じて、記者ブリーフィングを行うものとする。ただし、座長が必要と認めるときは、資料の一部又は全部を公開しないものとすることができる。
- 3 座長は、会議終了後速やかに議事概要を作成し、原則として、公表するものとする。

(庶務)

- 第6条 会議の庶務は、内閣府総合海洋政策推進事務局において処理する。

(雑則)

- 第7条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、座長が定める。